

財務部会規程

(総 則)

第1条 この規程は、総合企画委員会規程第9条の規定に基づいて設置された、財務部会（以下「部会」という。）に関することを定める。

(審議事項)

第2条 この部会は、本会の財政の確立、管理、調整など財務に係る事項を審議する。

(部会委員及び部会長)

第3条 部会は、次の部会委員をもって構成し、会長が委嘱する。

- (1) 総合企画委員会委員長が、総合企画委員会の中から指名する若干名の部会委員
- (2) 総合企画委員会委員長が、学識経験者の中から指名する若干名の部会委員

第4条 部会の部会長は、総合企画委員会委員長が、総合企画委員会委員の中から指名し、会長が委嘱する。

(任 期)

第5条 部会委員の任期は、委嘱日より開始し、本会理事の任期と同じく終了する。ただし再任を妨げない。

(部 会)

第6条 部会は、部会長が招集して、その議長となる。

第7条 部会の議事は、この部会委員の合意により決定する。

(補 則)

第8条 その他部会について必要な事項は、総合企画委員会で定める。

附則1

1. この規程は、平成9年10月16日から施行する。

附則2

1. この規程は、平成17年6月8日から施行する。

附則3

1. この規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。